

東福寺地区(鳥羽街道エリア) バリアフリー 移動等円滑化基本構想 「概要版」



平成31(2019)年3月



京都市
CITY OF KYOTO



京都市長

門川 大作

地域の皆様が長年心待ちにしておられた鳥羽街道駅のバリアフリー化をはじめ、周辺地域が障害のある方、御高齢の方や小さなお子様など全ての人にとって更に暮らしやすく、訪れやすくなるよう、「東福寺地区（鳥羽街道エリア）バリアフリー移動等円滑化基本構想」を策定しました。

この構想に基づき、鉄道事業者や関係機関の皆様と共に、住む人も訪れる人も、全ての人が移動しやすいまちの実現を目指してまいります。引き続き、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

平成 31 年 3 月

●東福寺地区（鳥羽街道エリア）におけるバリアフリー化の流れ

重点整備地区の区域の設定

重点整備地区※¹の区域の設定の考え方

1

鳥羽街道駅及びその周辺に立地し、多くの高齢者や障害のある方などが徒歩又は車椅子により利用すると考えられる施設（生活関連施設）を設定します。

2

「生活関連施設」相互を結ぶ道路のうち、重点的にバリアフリー化を図るべき道路（生活関連経路）を設定します。

3

「生活関連施設」及び「生活関連経路」を含む範囲を「重点整備地区」の区域とします。

東福寺地区（鳥羽街道エリア）における重点整備地区の区域の設定

1 生活関連施設の設定

次の施設を東福寺地区（鳥羽街道エリア）における「生活関連施設」として設定しました。

区 分	名 称	摘 要
旅 客 施 設	鳥羽街道駅（京阪）	● 1 日の平均利用者数が 3,000 人以上である旅客施設（特定旅客施設）
医 療 施 設	稻荷山武田病院 京都久野病院	● 多くの高齢者や障害のある方などが徒歩又は車椅子により利用すると考えられる施設
文化・観光施設	東福寺	

2 生活関連経路の設定 [2 ページ参照]

東福寺地区（鳥羽街道エリア）の「生活関連経路」として 4 路線を設定しました。

3 重点整備地区の区域の設定 [2 ページ参照]

上記 1 の生活関連施設と 2 の生活関連経路を含む区域を東福寺地区（鳥羽街道エリア）の「重点整備地区」として設定しました。

バリアフリー化の概要

4 バリアフリー化の概要 [3 ～ 5 ページ参照]

公共交通事業者、道路管理者、公安委員会などが東福寺地区（鳥羽街道エリア）において実施するバリアフリー化整備の概要や目標年次、ソフト対策の推進等について決めました。

●「生活関連施設」、「生活関連経路」及び「重点整備地区」の区域



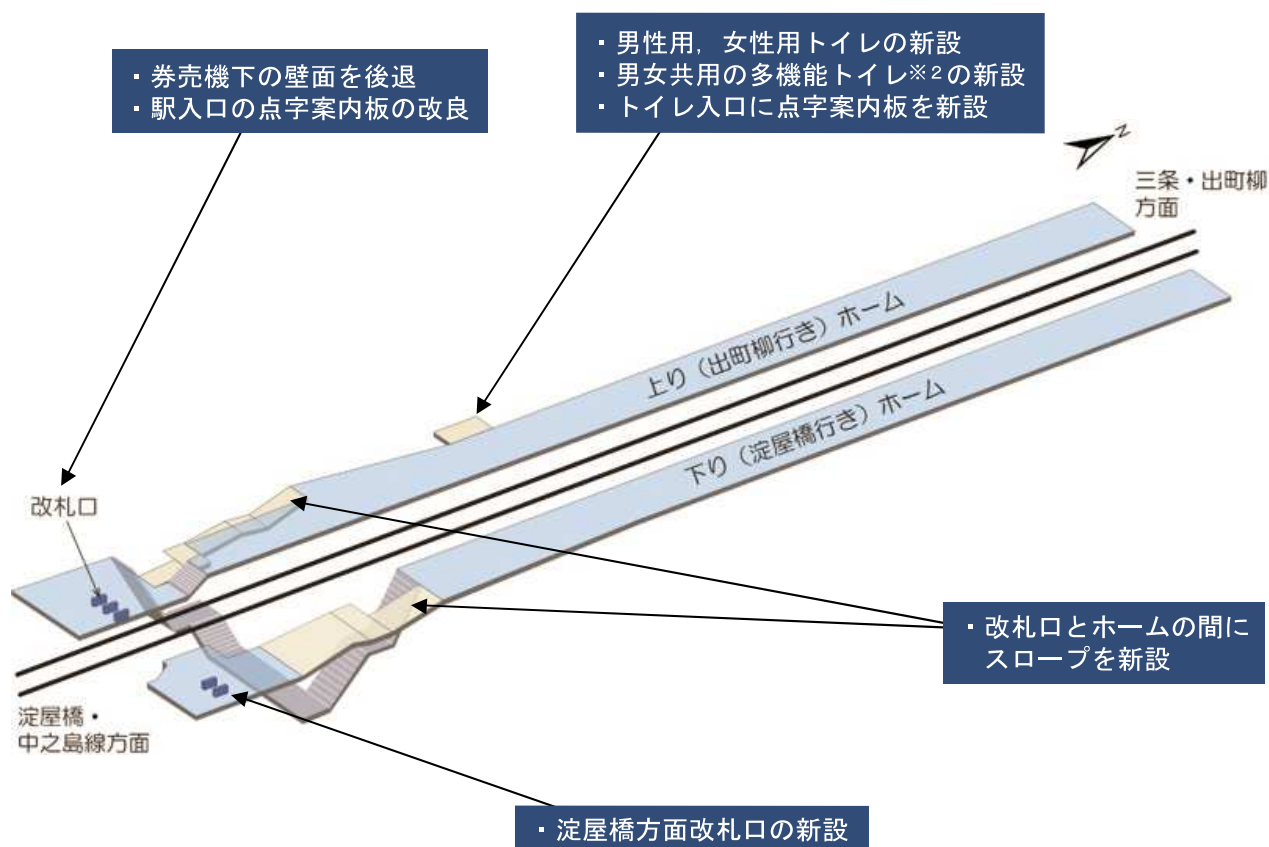
生活関連経路 ①②

● 歩行空間の明確化

凡 例			※黄色文字は生活関連施設
旅客施設(鉄道)	文化・観光施設	交番	重点整備地区
福祉施設	都市公園	バス停	生活関連施設
医療施設	商業施設等		① 生活関連経路
教育施設	公共サービス施設		重点整備地区(他地区)

●旅客施設のバリアフリー化の概要

[鳥羽街道駅]



	事業内容	旅客施設名	事業主体	目標年次
公共交通 特定事業 ※3	- 淀屋橋方面改札口の新設 - 改札口とホームの間にスロープを新設 - 男性用，女性用トイレをそれぞれ新設 - 男女共用の多機能トイレを新設 - トイレ入口に点字案内板を新設 - 券売機下の壁面を後退 - 駅入口の点字案内板の改良	鳥羽街道駅	京阪電気鉄道	平成32(2020)年度末までに実施
その他の 取組 ※4	- 様々な設備の改善の検討 - 案内表示や緊急情報表示の在り方の検討 - 全駅共通の課題の検討	鳥羽街道駅	京阪電気鉄道	継続実施

※ 公共交通特定事業の実施については，国，京都府，京都市が協調して必要な助成を行います。

※ 上表記載の取組が継続的に実施されるよう必要に応じて連絡会議※5を開催します。

●道路のバリアフリー化の概要

	経 路	路 線 名	事 業 内 容	目 標 年 次
道路特定事業 ※6	生活関連経路①	一般市道 本町通	歩行空間の明確化	平成32(2020)年度末までに可能な限り実施
	生活関連経路②	一般市道 一橋緯 19 号線 一般市道 一橋緯 2-1 号線	歩行空間の明確化	平成32(2020)年度末までに可能な限り実施
	生活関連経路③	一般市道 鳥羽道 (十条通)	—	平成29年度完成の道路改良工事によりバリアフリー基準に適合化
	生活関連経路④	一般市道 本町通	—	稻荷地区の整備により歩行空間を明確化
その他の取組	—	生活関連経路以外の道路	他の事業や維持管理の中で可能な限りバリアフリー化	継続して実施を検討

●交通安全施設などのバリアフリー化の概要

京都府公安委員会は、今後、交通安全特定事業※7を実施するための計画（交通安全特定事業計画）を策定し、「重点整備地区」内の交通安全施設などのバリアフリー化を図ります。

●その他のバリアフリー化の取組に関する概要

路外駐車場のバリアフリー化

路外駐車場管理者は、駐車場法等に基づき路外駐車場を設置するときは、「路外駐車場移動等円滑化基準」、「京都府福祉のまちづくり条例」及び「京都市人にやさしいまちづくり要綱」等に基づき、バリアフリー化を図ります。

都市公園のバリアフリー化

公園管理者は、「重点整備地区」内の都市公園において、維持管理などを行う中で設備の改善を図るなど、長期的な取組としてバリアフリー化を図ります。

建築物のバリアフリー化

建築主は、建築物の建築に当たり、「バリアフリー法」や「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」に基づき、バリアフリー化を図ります。

また、京都市は、バリアフリー化の推進に当たり、適切な助言・指導を行うとともに、「みやこユニバーサルデザイン推進指針」の考え方に沿った基準を満たした建築物を顕彰します。

情報案内設備に関する検討

情報案内設備（文字、音声）の整備については、鳥羽街道駅、周辺の道路、建築物などにおいて、関係事業者と調整を図り、また、障害者団体等の意見も聴きながら、国が定める「移動等円滑化基準」に沿った整備を進めます。さらに、災害などの非常時における、緊急情報表示などのあり方については、長期的な施策も含めた検討を行います。

●「みやこユニバーサルデザイン推進指針」及び「心のバリアフリーハンドブック」に基づくソフト対策の推進

「心のバリアフリー」の推進

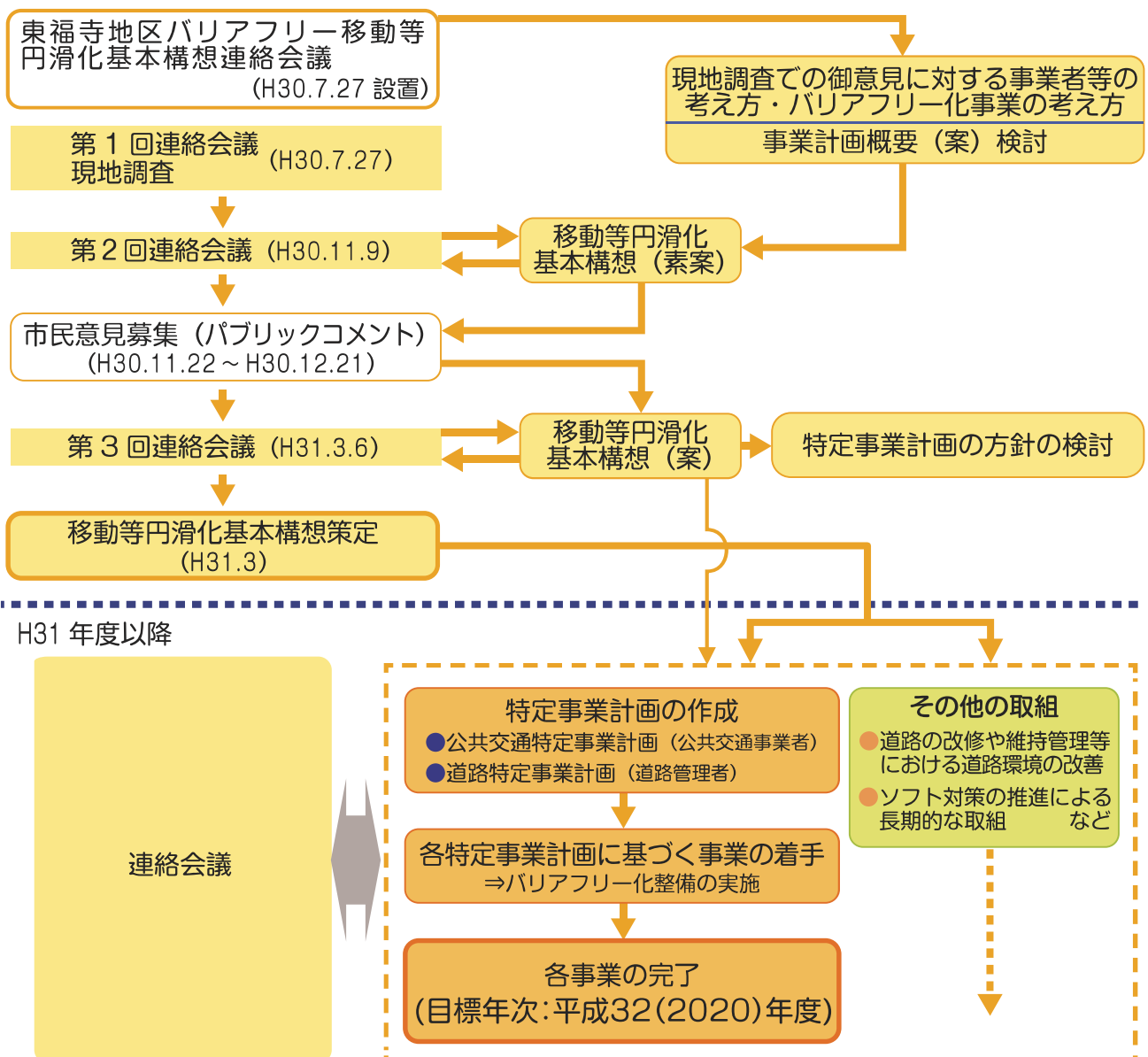
高齢者や障害のある方をはじめ、全ての人が安心・安全で円滑に移動できるようにするためには、施設の整備（ハード面）だけでなく、ソフト面での対策が必要です。高齢者や障害のある方などに対する市民の理解を深め、積極的な手助けが行えるよう、公共交通事業者、行政機関などが連携し、広報啓発や教育・研修等を展開するなど、心のバリアフリーを推進します。

「情報バリアフリー」の推進

公共交通を利用する際の移動に関する情報は、日常生活の利便性の向上、豊かな生活や活力ある地域社会の実現に大きく寄与しており、また、非常時の安全の確保の視点からも、欠かすことができないものであることから、情報の発信に当たっては、次の点にも配慮します。

- ① 情報の発信者は、必要な情報を、年齢、心身の状況や言語の違い等に関係なく入手できるように、複数の手段により、分かりやすく発信するよう努めます。
- ② 情報を一方的に発信するだけでなく、様々な人からの意見や提案を、施策や事業に反映させるなどの双方向性を踏まえて進めます。

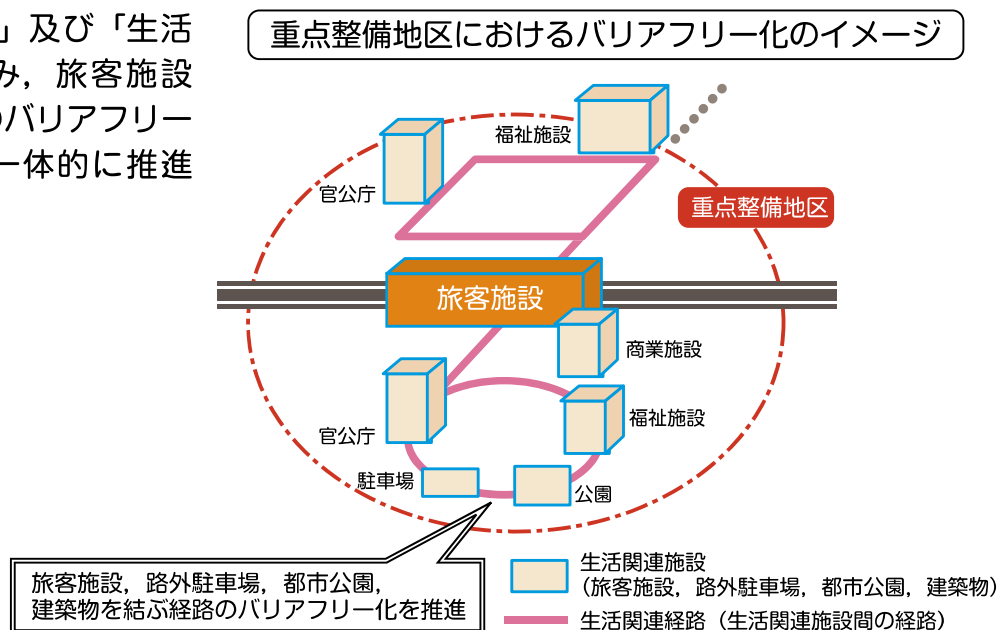
●バリアフリー化事業の完了までの流れ



●用語解説

※1 重点整備地区

「生活関連施設」及び「生活関連経路」を含み、旅客施設及び周辺道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する地区です。



※2 多機能トイレ

車椅子で利用できる広さがあり、手すり及びオストメイト対応設備等を備えており、高齢者や障害のある方等、多様な方が利用できるトイレのことです。

※3 公共交通特定事業

鉄道事業者などの公共交通事業者が、エレベーターの整備等により、駅などのバリアフリー化を実施するための事業です。

※4 その他の取組

「重点整備地区」内において実施される他の事業やソフト施策等の取組です。

※5 連絡会議

「基本構想」の内容を検討するため、学識経験者、高齢者や障害のある方等の利用者代表、地元代表、交通事業者及び関係行政機関等が参画する会議です。

※6 道路特定事業

道路管理者（京都市等）が、歩道の段差や勾配の改善等により、「重点整備地区」内の道路のバリアフリー化を実施するための事業です。

※7 交通安全特定事業

公安委員会が、信号機への視覚障害者用付加装置の整備や違法駐車取締りの実施等により、「重点整備地区」内のバリアフリー化に向けて実施する事業です。



【表紙について】

表紙のデザインは、市民がお互いを理解し、助け合う「心のバリアフリー」を推進するため、「心」の文字をデザイン化したものです。

発行：京都市都市計画局歩くまち京都推進室

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
TEL075-222-3483 FAX075-213-1064



《本事業は宿泊税を活用しています。》